

第11回帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部 主な確認事項

令和2年5月29日開催分

6月1日から次のとおりとする

1 帯広市での対策

(1) 基本的な感染予防について

- 全ての市民が、新しい生活様式の実践を行うなど、感染のリスクを低減させる行動を取る。

(2) イベントや行事等の実施について

- 国及び道の対処方針や感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、実施の可否や方法について検討する。
- 市の施設を利用するイベント等についても同様の考え方で対応するよう主催者に要請する。
- 市が共催や後援を行うものや各種実施団体の構成員となっているイベント等については、上記の考え方を基本に協議を行い、個別に対応を決定する。

(3) 事務事業の実施について

- 新しい生活様式の考え方を基に、市民生活への影響が最小限となるよう、事業計画の進捗確認、実施方法や手続きの見直し、事業の中止や延期等の対応を行う。
- 時差出勤やテレワークの実施等は継続して実施する。

(4) 市所管施設の運営について

- 国及び道の対処方針や感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、開館する。

2 今後の進め方

状況の進展を見据えて、国や北海道の新たな対策に合わせ適宜、本方針の見直しを行う